

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標4 非行・被害防止・保護

## 基本方策⑨ 虐待・犯罪等の被害防止

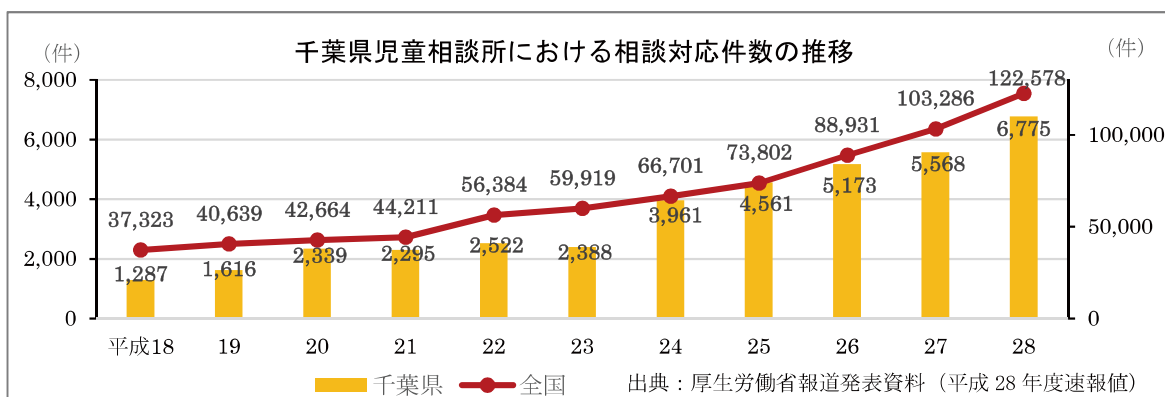
### 【現状と課題】

本県の児童相談所が平成28年度に対応した相談件数は、6,775件で、5年前に比べて約3倍となっており、年々増加傾向にあります。また、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。平成29年4月に施行した「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づき、総合的かつ計画的に施策の推進を図っていくことが必要です。

また、インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯をはじめ、少年の福祉を害する犯罪<sup>22</sup>は後を絶ちません。本県の平成28年の福祉犯検挙件数は332件で、前年と比べ減少したものの、依然として高い発生状況です。特に、児童ポルノ事犯の検挙件数は78件で、前年より19件増加しています。

最近では、全国（特に都市部）において、「JKビジネス」<sup>23</sup>と呼ばれる営業等により、児童が性的な被害に遭う問題も発生しており、危険性の周知を図っていく必要があります。

一方、本県の自殺者数は平成10年に急増し、その後高い水準で推移してきましたが、平成28年には19年ぶりに1,100人を下回りました。平成28年の死因順位において、自殺による死亡は全体では7位となっていますが、15歳から34歳までの年齢層では死亡原因の1位となっています。思春期は精神的な安定を損ないやすい時期であり、自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。



<sup>22</sup> 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）：少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為等）等がある。

<sup>23</sup> JKビジネス：女子高生（JK）など、児童の性を売り物とする営業。健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在。

## 【主な施策の方向性】

### (1) 児童虐待防止対策（児童家庭課、教育庁児童生徒課）

- ・ 児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童の適切な保護及び自立支援のため、切れ目のない総合的な支援の実現に向けて体制整備を図ります。
- ・ 児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークが重要であることから、県内市町村の「要保護児童対策地域協議会」<sup>24</sup>の機能向上や設置を促進します。
- ・ 児童家庭支援センター<sup>25</sup>の設置を促進するとともに、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携した支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

### (2) 少年の福祉を害する犯罪への対策（警察本部少年課）

- ・ 児童買春や児童ポルノを始めとした、少年の福祉を害する犯罪であるいわゆる福祉犯罪の取締りを進めます。

### (3) 犯罪被害に遭った子どもへの対応（警察本部少年課）

- ・ 臨床心理士の資格を有する職員によるカウンセリングを実施するなど、被害少年への立ち直り支援を行います。

### (4) 相談体制の充実（児童家庭課、教育庁児童生徒課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 「24 時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話や FAX、メール等により、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。

<sup>24</sup> 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するもの。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほか、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催する。

<sup>25</sup> 児童家庭支援センター：地域の子ども・家庭に関する相談支援を行う児童福祉法に基づく施設。地域生活が困難な状況に置かれているケースなど、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、地域ネットワークと連携しながら環境調整を図り、家庭の安定を支援する。

- ・ 「子ども・家庭 110 番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が 24 時間・365 日いつでも、いじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもにかかわる様々な相談に応じます。

(5) 自殺防止対策（健康づくり支援課、教育庁児童生徒課、子どもと親のサポートセンター、教育庁学校安全保健課）

- ・ 心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。
- ・ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。

Column 5

## 子どもに関するSOSダイヤル

子どもに関する様々な相談に迅速に対応するため、各種 SOS ダイヤルがあります。各相談窓口の特色や連絡先は、下記のとおりです。

相談窓口 (所 管)	相談内容	連絡先 (対応時間)
24 時間子供SOS ダイヤル (子どもと親のサポートセンター)	いじめやその他の SOS 相談	0120-0-78310 (24 時間 365 日)
子ども・家庭 110 番 (中央児童相談所)	児童虐待の通告・相談 児童に関する相談(しつけ・教育・適性等)	043-252-1152 (24 時間 365 日) ※児童虐待以外の相談は 8:30~20:00
ヤング・テレホン (千葉県警察)	保護者(未成年の非行・家庭内暴力・犯罪被害・交友関係等) 未成年(友人関係・家族関係・学校のこと等)	0120-783-497 (平日 9:00~17:00)
子どもの人権110番 (法務局)	児童虐待、いじめ問題	0120-007-110 (平日 8:30~17:15)

(参考)千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」

子ども・若者に関する様々な悩みをきき、専門支援機関の紹介等を行っています。

「どこに相談していいかわからない」時には、ぜひお問合せください。

HP : <http://lighthouse.pref.chiba.lg.jp/>



## ◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[地域における児童虐待への対応] 要保護児童対策地域協議会の設置数	53市町村 (H29)	全市町村

## ◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	各市町村の設置する児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行、及び同ネットワークや協議会の機能強化を図るため、専門的な人材の確保が困難な市町村にアドバイザーを派遣する。 (児童家庭課)
子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告先や相談機関の周知を図る。 (児童家庭課)
24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒・保護者・教職員等に対し、いつでも電話相談活動を通して支援・援助を行う。 (子どもと親のサポートセンター)
自殺対策推進事業	子どもや若者の自殺防止対策を推進するため、市町村等が実施する若年層向けの自殺対策事業に補助をする。 (健康づくり支援課)



児童虐待防止啓発活動（オレンジリボンキャンペーン）